

2016年度「(教)教育実習の研究」を受講している方へ(3回生以上)

第1回「(教)教育実習の研究」授業終了後の扱いについて(OIC)

第1回「(教)教育実習の研究(事前指導)」の授業は終了しました。この授業を欠席した場合に必要な対応等について、以下のとおりお知らせします。

■第1回授業を欠席した場合の対応について

- ①無届欠席者は、欠席の申し出を4月18日(月)までに教職支援センター(OIC)に行く。
この期日までに申し出がない場合には、本授業の成績評価を不合格とする(=2017年度の教育実習へは参加できない)。
- ②欠席理由によらず、授業内容に関する「課題レポート」の提出を求める。詳細については、教職支援センターにて指示を受けること。欠席者課題レポートの提出は、欠席分の授業内容のフォローアップのためであり、提出によって「出席」扱いとするものではない(「欠席」に変わりはない)。
- ③第1回授業の欠席者課題レポートおよび第1次調査票、証紙の最終提出期日は4月27日(水)までとする。これらの期日までに提出がない場合には、本授業の成績評価を不合格とする。

■出席要件について(2016年度シラバスより抜粋)

- ①全回(全日程)の無遅刻・全出席を原則とする。開始後20分を超える遅刻は、その回の受講を認めず欠席とする。途中退席した場合には、欠席扱いとする。
- ②欠席する場合は、事前にOIC教職支援センター窓口(A棟1階AN事務室内)に届け出ること。欠席理由の如何を問わず、事後に未受講分の受講(ビデオ視聴・レポート提出等)が必要。これを受講(提出)しない場合は、欠席回数を問わず不合格とする。やむを得ず欠席の届出が事後となる場合、当該授業終了後直ちに届け出なければ、欠席回数を問わず不合格とする。
- ③全6回中、3回以上の欠席をした場合は、成績評価は不合格(=翌年度「教育実習」受講不可)とする。ただし、上記①の通り原則は全6回出席であり、4回出席ではない。たとえ、1回の欠席であっても、上記②に示すように、欠席した場合の対応が不十分であれば、不合格とする。